

(33) 商工観光みらい応援事業補助金【拡充】	
<p>【担当部署】企画課商工観光係 【電話番号】0167-44-2133</p>	<p>【窓口の場所】役場庁舎 1階</p>
<p>【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000050.html</p>	
<p>【補助金の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募の対象となる事業及び活動は、商工業者等の経営の向上及び利益の増進に寄与することを目的として実施する ・補助率は、補助対象事業費の1/2以内 (ふるさと納税返礼品事業への参加事業者の補助率は6/10以内) (国及び北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業の補助率は、町長が別途定める) 	
<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業者等がいきいきと経営できる環境づくりや販路拡大などにより、経営の向上及び利益の増進に繋がる事業または活動を行い、町内に在住または事務所を有し、商工会に所属する(商工会加入確約書を提出し、会員資格取得後、速やかに商工会に加入する者を含む。)商工業者等及び商工業者3人以上で構成される団体 ・政治、宗教等を目的とする団体及び町の施策補助金を受けている団体は対象外 ・特別枠①：国及び北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業のうち、町長が必要と認める事業に限り、上乘せ支援事業の特別枠として補助する ・特別枠②：事業承継に関する経費については、令和8年度以降の申請に限り、特別枠として補助する ・令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に1事業者1回のみ補助する。ただし、上記特別枠①及び特別枠②に限り、2回目以降の申請を行うことができる。このほか、町長が特に認めた場合はこの限りでない ・中富良野町チャレンジショップ支援事業補助金との重複申請は不可とする 	
<p>【補助金額】 補助金限度額 個人100万円、団体200万円【補助率1/2以内】 (ただし、ふるさと納税返礼品事業の補助率は6/10以内) (ただし、国及び北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業の補助率は、町長が別途定める) (事業承継に要する経費の事業(特別枠②)の補助率は、1/2以内とする)</p>	
<p>【実施期間】 平成18年度～令和8年度</p>	
<p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(様式1) 商工観光みらい応援事業補助金等交付公募申請書 ・(様式2) 事業・活動・効果計画書 ・(様式3) 団体の概要調書 ・(様式7) 商工会加入確約書(商工会未加入の場合) ・国「小規模事業者持続化補助金」交付決定者に限り、国の交付決定通知書 	

- ・（様式8）参加確約書（ふるさと納税返礼品事業への参加事業者の場合）
- ・国又は北海道の交付決定通知書（国又は北海道が実施する補助金等の交付決定を受けた事業の場合）
- ・（別記第1号様式）事業承継承認申請書
- ・見積書（2人以上）
※町内取扱い（施工）可能業者がある場合は、1人以上を町内取扱い（施工）可能業者から徴すること
- ・規約または定款
- ・会員または社員名簿（役職名を記載）
- ・前年度の決算資料
- ・個人申請の場合、家族構成及び経営計画書
- ・必要に応じて、図版、写真等による企画提案書を添付のこと（A4版）

【実績報告に必要なもの】

- ・（様式5）商工観光みらい応援事業補助金等交付公募実績報告書
- ・（様式6）確約書（要綱第10条に基づく補助金返還の確約）
- ・保証人の印鑑登録証明書
- ・領収書
- ・完成写真

【交付までの流れ】

①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤指定口座へ振込

※受付期間：通年（2月以降に申請される場合は要相談）

※役場企画課へ直接持参か、商工会を経由して提出する（郵送不可）

【備考】

- ・詳しくは、中富良野町商工会（電話 0167-44-2606）にご相談ください